



令和7年度 札幌市立澄川小学校いじめ防止基本方針概要

いじめに対する基本的な考え

「いじめは、人間として絶対に許されない」
「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」
「いじめの発見は、見ようとするところから始める」

いじめをなくすための取組



未然防止

魅力ある学級・学校を目指します

日々の授業が充実するようにする
よさを認め合う学級・学年経営の充実
児童が主体的に問題解決に取り組む力を付ける 等

生命や人権を大切にしよう指導します

心に響く豊かな体験活動を充実する
共生の心を大切にする道徳教育を充実する
互いを思いやる心を育む人権教育を充実する

全ての教育活動を通して指導します

児童一人一人の自己肯定感を高める
共感的な人間関係を育成する
自己決定の場を効果的に設定し、創り上げる経験を支える

SNSによるネットいじめに対する対策を進めます

教職員及び保護者の間で共通理解を図る
情報モラル教育等についての指導を充実する

早期発見・対応

情報収集、校内連携体制の充実します

年4回の定期的なアンケートの実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実にきめ細かい情報交換・情報共有を日常的に行う

教育相談を充実します

傾聴・受容する姿勢を大切にした教育相談
危機意識をもって児童の相談に当たる
全教職員で対応し、保護者や関係機関等と連携する

教職員の連携を充実します

一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組めるよう、校内研修を充実する

保護者との連携を図ります

児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする



関係機関との連携を充実します

日頃から外部機関との情報連携・行動連携を行う。(教育委員会・警察・福祉関係・医療関係・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 等)



発生時の対応

- ・いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集する
- ・いじめに関わった児童の保護者に説明をし、家庭と連携して指導を進める
- ・いじめた児童に「いじめは許されない」ことや相手の児童や保護者の気持ちを自覚できるようにする
- ・いじめを受けた児童に対して、保護者と連携して心のケアに努め、事後の対応を行う
- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた時、警察を含めた関係機関の援助を求める

いじめ未然防止・対策委員会



いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的にを行うため、また、重大事態の調査を行う組織として設置します。学校職員による定例会議を月一回実施し、必要に応じて学校職員以外の人員を招集する。(事案に応じて校内メンバーのみ、校内+校外メンバーで対応) いじめに関する事実が認められた場合、速やかにいじめ対策会議を開催する

【メンバー】学校職員・PTA会長・学校評議員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員 等

- いじめに関わった子どもは、何らかのサインを発している可能性が高いです。これまでと同様、御家庭での変化を注意深く観察願います。万が一変化に気付いたり、不安が合ったりする場合は、学校に御連絡ください。
- 「いじめ」は人間として絶対にやってはいけないという認識のもと、お子さんに寄り添い励ましの言葉などをかけていただきますようお願いいたします。

御家庭へお願い

